

## 令和5年度姫路市保育士等定着支援一時金給付事業の概要

この事業は、保育業務に専従する者として市内の私立保育所及び認定こども園（以下「私立保育所等」という。）に一定の期間勤続する保育士及び保育教諭等（以下「保育士等」という。）に対し、一時金を給付することにより、市内の私立保育所等への就職を促進し、保育の提供に携わる人材の確保や職場定着及び離職防止を図り、待機児童の解消につなげることを目的とし、平成31年1月から開始しました。

令和3年度末で新規申請者の受付は終了し、令和4年度からは、すでに受給されている継続対象者の方が、3年間の支給対象期間をすべて終えるまで事業を継続します。

### 1 対象

令和4年度以降に新規採用された方は、「私立教育・保育施設処遇総合支援事業」（こども保育課にて実施）の対象となりますので、本事業の対象は、令和4年3月1日までに採用され、かつ、令和4年3月31日までに新規申請された方（継続対象者のみ）となります。

※令和4年3月1日までに採用された方で、次の条件を満たしていながらも令和4年3月31日までに申請がなかった場合は、本事業の対象外となります。

(1) 平成31(2019)年1月1日から令和4(2022)年3月1日までに、市内の私立保育所等に直接雇用され、保育業務に専従する保育士等として新たに勤務を開始し、同一の保育所等（当該保育所等の設置者が市内に設置する他の保育所等を含む）で継続して働く意思のあること。

※令和5年度は令和2年度中途採用者・令和3年度採用者が対象です。

(2) 市内私立保育所等の設置者との雇用契約上、その労働時間が一日につき6時間以上かつ一月につき20日以上（それと同等の勤務条件であると市長が特に認める場合を含む）と定められていること。

(3) 勤務中の市内私立保育所等に保育業務に専従する保育士等として就職した日から過去1年以内に、市内の他の保育所等で保育士等として勤務したことがないこと。

(4) 過去に当該事業による一時金の交付を受けていないこと。（前年度から引き続き対象となっている者を除く。）

**1年間のみの雇用契約や、実績報告の際に年度末付での退職が明確である場合等は  
(1)の要件を欠くことになるため、本事業の対象外となります。**

## 2 一時金の額

採用後3年間（36か月間）で合計72万円を、次のとおり年度ごとに支給対象保育士ご本人名義の口座に振り込みます。

・各年度の支給額 年度内の勤務月数×2万円（最大24万円）

\*勤務が1か月に満たない月は「勤務月数」に含みません。

### 例1) 令和2年12月1日から勤務を開始した場合の年度ごとの支給額

支給年度	対象月数	支給金額
令和2年度	4か月分(12月～3月)	8万円
令和3年度	12か月分(4月～3月)	24万円
令和4年度	12か月分(4月～3月)	24万円
令和5年度	8か月分(4月～11月)	16万円
		計 72万円

### 例2) 令和4年3月1日から勤務を開始した場合の年度ごとの支給額

支給年度	対象月数	支給金額
令和3年度	1か月分(3月)	2万円
令和4年度	12か月分(4月～3月)	24万円
令和5年度	12か月分(4月～3月)	24万円
令和6年度	11か月分(4月～2月)	22万円
		計 72万円

## 3 申請手続 様式はホームページからダウンロードいただけます。

### 提出要領（年度ごとに申請が必要）

(1) 一時金の交付を受けようとする保育士等（交付対象保育士）

次の書類を、勤務する私立保育所等に提出してください。

- ① 姫路市保育士等定着支援一時金交付申請書（様式第2号）＊1
- ② 保育士証の写し又は幼稚園教諭免許状の写し＊2
- ③ 誓約書（様式第4号）
- ④ その他必要と認める書類＊3

\*1 実績報告書及び請求書等の提出時に、申請書に押された印鑑（シャチハタ不可）が必要となりますので、使用印を確認できるよう提出前に申請書コピーを取り保管しておいてください。

\*2 既に提出済の証明書から変更がない場合は不要です。

\*3 その他、必要書類の提出を求めることがあります。

(2) 勤務する私立保育所等の設置者

次の要領で市に提出してください。

- ・交付対象保育士について雇用証明書（様式第5号）を作成。
- ・(1)で提出された交付申請書等を取りまとめる。
- ・姫路市保育士等定着支援一時金交付申請書取りまとめ票（次年度以降用様式第7号）を添えて、提出。

**提出時期**

- ・各年度6月末日まで

**提出先**

姫路市幼保連携政策課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話：079-221-2738 ／ FAX：079-221-2988

#### **4 交付決定**

提出された申請書の審査を行い、一時金の交付の可否を決定し、勤務する保育所等を通じて、「姫路市保育士等定着支援一時金交付可否決定通知書（様式第8号）」により通知します。

申請の内容に変更が生じた場合は、姫路市保育士等定着支援一時金変更交付申請書（様式第10号）により、勤務する私立保育所等を通じて速やかに報告してください。

#### **5 実績報告、請求** ※様式はホームページからダウンロードいただけます。

一時金の交付決定を受けた年度末の実績報告と併せて、請求書を提出してください。

**提出要領**

(1) 一時金の支払いを受けようとする保育士等（交付対象保育士）

次の書類①～⑤を、勤務する市内の私立保育所等に提出してください。

① 姫路市保育士等定着支援一時金実績報告書（様式第14号）

勤務する私立保育所等の証明をもらうこと。

\*書類作成日は3月31日付で、申請時に使用した印鑑を使用すること。

誓約書欄の記名は定着支援一時金を支給するために必ず必要

② 姫路市保育士等定着支援一時金請求書（様式第15号）

\*請求する保育士等本人名義の振込口座等必要事項を明記し、

申請書・実績報告等で使用した印鑑（シャチハタ不可）を押印

- ③ 姫路市保育士等定着支援一時金交付可否決定通知書の写し
- ④ 姫路市保育士等定着支援一時金交付決定変更通知書の写し  
＊変更申請をされ、交付決定変更通知書による通知を受けた場合のみ必要
- ⑤ 交付対象保育士本人名義の通帳の写し（追加書類）  
＊初年度は必ず提出すること（次年度以降は、振込口座に変更がある場合のみ）。  
＊銀行名、支店名、口座番号、口座名義が記載されている頁をコピーすること。  
＊請求書に記載された口座番号等の記載内容を確認させていただくことで、記載誤りによる振込不能件数を減らし、支給の遅延を防止します。

## (2) 私立保育所等の設置者

- ・交付対象保育士から提出された「①姫路市保育士等定着支援一時金実績報告書（様式第14号）」の「就労内容」について証明してください。
- ・(1)の①～⑤の書類を交付対象保育士ごとにまとめ、「姫路市保育士等定着支援一時金実績報告書等取りまとめ票（実績報告書等追加資料）」を添えて、姫路市へ提出してください。

### 提出期限

翌年度4月10日頃まで

### 注意事項

実績報告書の内容を確認した結果、交付決定額全額を支給できない場合があり、その場合は、勤務する私立保育所等を通じて該当する保育士等に通知し、変更交付申請の提出及び請求書の再提出（変更後の交付決定金額で請求）を求めます。

## 6 支払い

### 支給方法

請求書で指定された交付対象保育士本人名義の口座へすみやかに支払い、勤務する保育所等を通じて、支払通知を送付します。

### 支給時期

翌年度5月上旬予定

## 7 交付決定の取消し等

虚偽の申請・報告があると判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取消し、また既に一時金が交付されている時は、期限を定めて一時金の返還を命じことがあります。

## 8 その他注意事項

- (1) この一時金は税法上の雑所得に区分されますので、申告の詳細は姫路税務署

(079-282-1135) へお問い合わせください。

確定申告の支払を証する資料は、「姫路市保育士等定着支援一時金支払通知書」を添付してください。

- (2) この一時金は保育士・保育教諭等本人に支給されるものです。施設の負担を軽減するものではありません。定着支援一時金の趣旨をご理解いただき、本事業を適正にご活用ください。